

令和4年度

第2回上尾市立中学校給食共同調理場
運営委員会

議案資料

第2回上尾市立中学校給食共同調理場運営委員会

1 議 案

(1) 中学校給食費取扱い基準（案）について

(1) 中学校給食費取扱い基準 (案)

1 給食費

(1) 月額／5, 200円 (4月～7月、10月～3月)

6, 440円 (9月「8月の4日分を含める」)

徴収・返金のための1食単価／310円

(2) 牛乳だけの給食

適正な事由により、牛乳だけの給食を実施する場合は、牛乳代だけの金額とする。

牛乳代 (消費税を含む) × 飲用した回数 = 徴収額 (1円未満切り捨て)

(3) 教職員等の給食費 (令和4年7月から令和5年3月まで)

月額／5,460円 (7月、10月～3月)

6,780円 (9月 (8月の4日分を含める))

徴収・返金のための1食単価 330円

2 転入・転出・欠食等の取扱い

(1) 転入の場合

転入した月は、1食単価×喫食日数＝徴収額 (月額を限度とする)

翌月から、月額を徴収。

(2) 転出の場合

月額－(1食単価×喫食日数)＝返金額

(3) 長期欠席 (不登校を含む)・出席停止の場合 (連続6食以上)

① 1食単価×(休んで食べなかった食数－5食)＝返金額 (月額を限度とする)

② 長期欠席後の喫食再開の場合は、転入と同様に計算する。

上記以外の欠食については、給食費を還付することなく、食材に還元するものとする。

※不登校の生徒については、学校が保護者の申し出に基づき保護者と相談のうえ、給

食を停止するか否かを含め、停止期日または停止期間を決定し、学校から共同調理場へ「異動報告書」により報告するものとする。

(4) 学級閉鎖の場合

減額しない。ただし、1回の閉鎖措置日数が連続6日以上の場合は、長期欠席の取扱いと同様に減額する。

(5) 牛乳停止の場合

アレルギー等の適正な理由により牛乳を飲用できない生徒に対しては牛乳代金を減額する (教職員は全員飲用が原則)。牛乳代金の返金は、毎年度当初に埼玉県学校給食会と契約した単価 (1円未満切り捨て) により積算した額とする。

なお、停止開始日は原則として異動報告書提出日の2日後からとする。

(6) 特別支援学級生徒の減額

特別支援学級の生徒が職場体験で給食を停止した場合は、停止期間の全日数を減額対象とする。

(7) 3年生3月分給食費

3年生の3月分の給食費は、卒業式以降の給食回数分を差し引いた額を徴収する。

(8) 非常勤講師等 (図書支援員、アッピースマイルサポーター等) の給食費

非常勤講師等の給食費は、原則として喫食日数分を徴収する。ただし、月初めから月末まで常勤職員と同様の形態で勤務する場合は月額とする。

(9) 教育実習生等の給食費

教育実習生等の給食費は、1食単価×喫食日数＝徴収額とする。

(10) ALTが休暇等を取得する場合、その者が月額で給食費を支払っている場合は代替の人員からは給食費を徴収しない。

この基準は平成26年4月1日から施行する。

この基準は令和4年4月1日から施行する。

この基準は令和4年7月1日から施行する。

【説明】

コロナ禍における物価高騰等に直面する中で、これまでのどおり栄養バランスや量を保った学校給食を維持するために、一食単価の上昇分を国の総合緊急対策を踏まえて、新たに交付されることとなった「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用し、保護者の負担を増やさずことなく中学校の児童生徒分の給食費の補助を実施いたします。

一方、教職員等につきましては、上記臨時交付金の対象とはならないため、別に給食費を定めました。

つきましては、令和4年7月から、1-(3)教職員等の給食費について項目を追加します。

<給食費算出方法>

令和3年4月の献立の食費(1食分)・・・303.72円

令和4年4月に同様の献立にした場合の食費(1食分)・・・320.01円

差額・・・16.29円

1食単価330円(元々の単価310円+物価高騰・端数切上げ分20円)

8月・・・80円(物価高騰・円単位端数切上げ分20円×4日分)増額 ⇒1320円

$(320.01円 - 303.72円) \times 133回(令和4年7月 \sim 令和5年3月) \doteq 2166円$

2166円 - 80円 = 2086円 …8月を除く増額分

$2086 \div 8ヶ月 = 260.75円$ …1ヶ月あたりの増額分

5200円 + 260.75円 = 5460.75円 ⇒ 5460円(端数切捨て)



教職員等の給食費(令和4年7月から令和5年3月まで)

改訂前 5200円×7か月+6440円(8・9月分) = 42840円 ①

改定後 5460円×7か月+6780円(8・9月分) = 45000円 ②

差額(増額) 2160円 ②-①